

## 議案第 2 号 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の4の項中(23)を(24)とし、(13)から(22)までを(14)から(23)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13) 法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受理
--

別表第1の4の項左欄中(23)を(25)とし、(19)から(22)までを(21)から(24)までとし、(18)の次に次のように加える。

(19) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成
(20) 法第49条第2項の規定による関係地方公共団体の長その他の者に対する情報提供の要求

別表第1の4の項中「、(12)及び(21)から(23)まで」を「及び(12)」に改め、「別表第4」の次に「、(19)及び(20)に掲げる事務にあつては別表第5、(23)から(25)までに掲げる事務にあつては別表第6」を加え、同表の4の3の項中「別表第5」を「別表第7」に改め、同表の8の項中「別表第6」を「別表第8」に、「別表第7」を「別表第9」に、「別表第8」を「別表第10」に、「別表第9」を「別表第11」に改める。

別表第2中「長万部町」を「長万部町 江差町」に改める。

別表第3中「津別町」を「津別町 斜里町」に改める。

別表第4中「釧路市」を「釧路市 岩見沢市」に、「黒松内町」を「福島町 木古内町 七飯町 八雲町 長万部町 黒松内町 長沼町 月形町 新十津川町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町」に、「比布町」を「当麻町 比布町 愛別町」に、「占冠村」を「南富良野町 占冠村」に、「豊浦町」を「遠軽町 豊浦町」に、「浦河町」を「浦河町 新得町 足寄町 釧路町 厚岸町 浜中町

標茶町 弟子屈町 白糠町」に改める。

別表第 9 を別表第11とし、別表第 8 を別表第10とし、別表第 7 を別表第 9 とし、別表第 6 を別表第 8 とする。

別表第 5 中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に改め、同表を別表第 7 とし、別表第 4 の次に次の 2 表を加える。

#### 別表第 5

室蘭市	釧路市	岩見沢市	苫小牧市	士別市	名寄市	富良野市	登別市	伊達市
北斗市	福島町	木古内町	七飯町	八雲町	長万部町	長沼町	月形町	秩父別町
沼田町	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	東川町	美瑛町	上富良野町
南富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町	音威子府村	豊浦町	壮瞥町	
白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	むかわ町	新得町	足寄町	釧路町	厚岸町
浜中町	標茶町	弟子屈町	白糠町	別海町	標津町			

#### 別表第 6

室蘭市	釧路市	岩見沢市	苫小牧市	士別市	名寄市	根室市	富良野市	登別市
伊達市	北斗市	福島町	木古内町	七飯町	八雲町	長万部町	黒松内町	長沼町
月形町	新十津川町	北竜町	沼田町	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町
上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町
下川町	音威子府村	遠軽町	豊浦町	壮瞥町	白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町
むかわ町	浦河町	新得町	足寄町	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町
白糠町	別海町	中標津町	標津町	羅臼町				

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の項及び 4 の 3 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日

以後における法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

## 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、大気汚染防止法等に基づく事務の一部を市町村が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 3 号 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 石崎川水域の部中「3」を削り、同表堀株川水域の部中「4」を削り、同表伊達海域の部特定金属鉱業の項中「3」を削り、同表支笏湖水域の部中「2.5」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和 3 年12月11日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 説 明

水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量の排水基準について、国が定める規制が強化されることに伴い、条例で定める上乗せ排水基準の一部を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 4 号 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表100の項中「又は中華人民共和国（香港地域に限る。）」を「、英国、欧州連合の構成国、スイス、中華人民共和国（香港地域に限る。）、ノルウェー又はリヒテンシュタイン」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

### 説 明

欧州連合の構成国等への食肉の輸出に必要な証明書の交付の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 5 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の6の項中「((1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事務にあっては、札幌市に限る。)」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の6の項の左欄に掲げる事務に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）若しくは同法の施行のための規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては函館市長、小樽市長又は旭川市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、これらの市長のした処分その他の行為又はこれらの市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

### 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務の一部を函館市、小樽市及び旭川市が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 6 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

### 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の64の項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、同表の90の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項のア(ア)中「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、92の項、95の項、96の項及び99の項から101の項までにおいて「評価機関審査」を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び92の項において「長期使用構造等確認」に、「18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び92の項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては21,000円」を「、19,000円」に改め、同項のア(イ)中「評価機関審査を受けた場合にあっては30,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「62,000円」を「、31,000円」に改め、同項のア(ウ)中「評価機関審査を受けた場合にあっては47,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「98,000円」を「、48,000円」に改め、同項のア(エ)中「403,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては76,000円、住宅性能評価」を「404,000円（長期使用構造等確認」に、「179,000円」を「、76,000円」に改め、同項のア(オ)中「評価機関審査を受けた場合にあっては120,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「296,000円」を「、120,000円」に改め、同項のア(カ)中「評価機関審査を受けた場合にあっては181,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「427,000円」を「、181,000円」に改め、同項のア(キ)中「評価機関審査を受けた場合にあっては304,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「753,000円」を「、305,000円」に改め、同項のア(ク)中「評価機関審査を受けた場合にあっては384,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「986,000円」を「、385,000円」に改め、同項のア(ケ)中「評価機関審査を受けた場合にあっては436,000円、住宅性能評価」を「長期使用構造等確認」に、「1,180,000円」を「、436,000円」に改め、同項のイ(ア)中「84,000円（評価機関

審査」を「85,000円（長期使用構造等確認）」に、「25,000円」を「26,000円」に改め、同項のイ(イ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「43,000円」を「44,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「306,000円（評価機関審査）」を「307,000円（長期使用構造等確認）」に改め、同項のイ(エ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「112,000円」を「113,000円」に改め、同項のイ(オ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「177,000円」を「178,000円」に改め、同項のイ(カ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に改め、同項のイ(キ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「454,000円」を「455,000円」に改め、同項のイ(ク)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「574,000円」を「575,000円」に改め、同項のイ(ケ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「651,000円」を「652,000円」に改め、同表の92の項のア中「並びに」を「、」に改め、「の予定時期」の次に「並びに区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期」を加え、同項のイ(ア)中「（評価機関審査）」を「（長期使用構造等確認）」に、「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「15,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円」を「、15,000円」に改め、同項のイ(イ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円」を「、24,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては63,000円」を「、38,000円」に改め、同項のイ(エ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「58,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては110,000円」を「、58,000円」に改め、同項のイ(オ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「96,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては184,000円」を「、96,000円」に改め、同項のイ(カ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「151,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては274,000円」を「、151,000円」に改め、同項のイ(キ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「251,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては475,000円」を「、251,000円」に改め、同項のイ(ク)中「評価機関審査を受けた場合等」



を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「313,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては613,000円」を「、313,000円」に改め、同項のイ(ケ)中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「346,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては718,000円」を「、347,000円」に改め、同項のウ中「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に改め、同表の93の項中「に基づく譲受人を決定した場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、「譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合等における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同表の94の項の次に次のように加える。

<p>94の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>228,000円</p>	<p>許可申請のとき</p>
--	---	-----------------	----------------

別表第1の95の項のア(ア)中「評価機関審査」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項及び99の項から101の項までにおいて「評価機関審査」という。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第1の64の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

#### 説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に鑑み、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定するとともに、認定長期優良住宅の容積率

に関する特例許可等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 7 号 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「登別市」の次に「、北斗市」を加え、同表の6の項(1)中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、同表の7の項(1)中「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、同表の15の3の項(29)中「第165条第2項」を「第218条第2項」に改め、「マンション敷地売却組合」の次に「及び敷地分割組合」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項の左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）若しくは同条例の施行のための規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては北斗市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、北斗市長のした処分その他の行為又は北斗市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

### 説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、屋外広告物法及び北海道屋外広告物条例に基づく事務の一部を北斗市が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 8 号 北海道収入証紙条例の一部を改正する条例案

### 北海道収入証紙条例の一部を改正する条例

北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（証紙による収入の方法により徴収する歳入）

第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別に条例で定める。

第8条を第9条とする。

第7条ただし書中「第3条」を「第4条」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（証紙による納付の特例）

第3条 申請等（申請、届出その他の道の機関に対して行われる通知をいう。以下この条において同じ。）のうち前条の条例の規定において証紙をもって使用料又は手数料を納付することが規定されているものを次の各号に掲げる方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例の規定にかかわらず、当該各号に掲げる方法の区分に応じ当該各号に定める方法をもってすることができる。

- (1) 規則で定める電子情報処理組織（道の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法 当該申請等により得られた納付情報により納付する方法
- (2) 規則で定める申請等に係る書類を受理機関（経由機関を含む。）に持参する方法 地方自治法第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 説 明

道民の利便性の向上と行政事務の効率化に資するよう、証紙により納付することとされている使用料及び手数料についてクレジットカード等を用いた電子的な方法により納付することができることとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 9 号 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案

## 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の30の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲刀剣類等所持許可申請手数料」に改め、同項のア中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項のイ中「同時に他の同項」を「同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項」に改め、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 銃砲刀剣類所持等取締法  
第4条第1項第1号の規定  
によるクロスボウの所持の  
許可を現に受けている者  
に対する同号の規定に基  
づくクロスボウの所持の  
許可の申請に係る審査  
6,800円  
（当該申請を行う者が  
同時に他の同号の規定に  
基づくクロスボウの所持  
の許可の申請を行う場  
合における当該他の同  
号の規定に基づくクロス  
ボウの所持の許可の申  
請に係る審査にあって  
は、4,300円）

別表第1の31の項のア中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>31の2 銃砲刀剣類所持等 取締法第5条の3の2第 1項の規定に基づくクロ スボウの取扱いに関する 講習会の開催</p>	<p>クロスボウ講 習会受講手数 料</p>	<p>ア 現に銃砲刀剣類所持等取 締法第4条第1項第1号の 規定による許可を受けてク ロスボウを所持している者 に対する講習会 3,000円 イ その他の者に対する講習 会 6,900円</p>	<p>受講申込 みのとき</p>
---	--------------------------------	---	----------------------

別表第1の33の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類等所持許可申請手数料」に改め、同表の36の項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同項のア中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく」を「同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の」に改め、「同項の規定に基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「許可の申請」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の申請」に改め、「同法第7条の3第1項の規定に基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項のイ中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第4条第1項第1号」に、「当該同項」を「当該同法第7条の3第1項」に改め、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円（当該申請を

行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

別表第1の36の項第3欄に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくク



ロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

別表第1の38の5の項の次に次のように加える。

<p>38の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料</p>	<p>9,300円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)</p>	<p>認定申請のとき</p>
--	---------------------------	---	----------------

### 附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

### 説 明

銃砲刀剣類所持等取締法の改正に鑑み、クロスボウの所持の許可等の事務に

係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 10 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第 2 条 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和 3 年11月 8 日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 11 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

#### 説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月8日付け勧告に鑑み、北海道職員の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 12 号 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第 3 項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第 2 条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第 2 項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第 3 項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和 3 年10月 8 日付け勧告に鑑み、北海道学校職員の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例案

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第 3 項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第 2 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第 3 項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和 3 年10月 8 日付け勧告に鑑み、北海道地方警察職員の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。